



令和7年度 自動車騒音面の評価業務委託

金抜設計書

業務番号 2025102500

業務名 令和7年度 自動車騒音面の評価業務委託

履行場所 県道75号小野藍本線ほか

兵庫県 加東市

[illegible]

業 務 費 内 訳 書

番号	名 称	内 容	数量	単位	単価	金額	備 考
	業務委託						
I	協議打合せ						
1	直接人件費	測量技師		人・日			
II	騒音・交通量調査						
1	直接人件費						
	(1) 現地調査	測量技師		人・日			
	(2) データ整理	測量技師		人・日			
III	間接費						
	(1) 諸経費		1.0	式			
	小計						

業 務 費 内 訳 書

番号	名 称	内 容	数量	単位	単価	金額	備 考
IV	面的評価						
1	直接人件費						
	(1) データ入力	技師(A)		人・日			
	(2) 報告書作成	技師(A)		人・日			
2	直接経費						
	(1) その他原価		1.0	式			
V	間接費						
	(1) 一般管理費		1.0	式			
	小計						
	計						
	消費税相当額						
	合計						

令和 7 年度 自動車騒音面的評価業務委託仕様書

1 一般事項

1 業務の目的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、加東市内における主要幹線道路を対象に自動車騒音状況の常時監視を実施する。また、環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを用いて対象路線の評価を行い、自動車騒音常時監視報告書及び環境省への報告資料を作成する。

2 業務の期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日まで

3 業務の内容

自動車騒音の測定及び面的評価、データ処理、環境省への報告資料作成。
詳細は特記事項による。

4 準拠する関係法令等

本業務は、この仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- (4) 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発第 110914001 号 環境省水・大気環境局長通知）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日付け環水大大第 1510301 号 環水大自第 1510301 号 環境省水・大気環境局長通知）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日付け環水大自発第 1510303 号 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）
- (7) 自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）
- (8) その他関係法令等

5 貸与資料等

本業務の遂行に当たり、受託者に以下のものを貸与する。

- ① 令和 3 年度道路交通センサスデータ
- ② 都市計画用途地域図
- ③ 環境基準類型指定地域図
- ④ その他業務遂行上必要と認められる資料

本業務で使用する地図データ（Zmap-TOWNⅡ 加東市：(株)ゼンリン）については、最新のものを受託者が購入し、成果品として加東市（以下「市」という。）に提出すること。なお、地図データのライセンスは市に帰属するものとする。

また、Ⅱの 1 に示す路線について、最新の電子地図による変更点（道路幅、建物状況等）を確認し、オブジェクトを含むデータの更新を行うこと。

パソコン、面的評価支援システム、GIS エンジン、電子地図（国土地理院 数値地図 25000（空間データ基盤））は貸与いたしません。

6 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については、市に帰属するものとし、市の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

7 主任技術者

受託者は、本委託業務における主任技術者を定め、業務全般にわたる技術的な管理を行うとともに業務に関する一切の事務を処理するものとする。

- (1) 受託者は、業務における主任技術者を選任し、市に届出、承認を得なければならない。
- (2) 主任技術者は、環境計量士（騒音・振動関係）の資格を有し、業務を遂行する上で技術上の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の契約書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者選任届
- (3) 業務実施工程表
- (4) 業務完了届
- (5) 請求書
- (6) その他市が必要とする書類

9 工程

受託者は、本委託業務の遂行上その工程に変更が生じた場合、すみやかに市と協議し、変更工程表を提出して承認を受けなければならない。

10 協議・打合せ及び議事録

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、市と常に密接な連絡をとり、必要に応じて協議・打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、協議・打合せの都度、その内容に対する議事録を作成し、相互に確認するものとする。
- (3) 受託者は、この仕様書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、すみやかに市と協議を行うものとする。

11 関係機関との協議

受託者は、関係する官公署等との協議を必要とする場合、または協議を求められた場合は、誠意を持って対応し、その内容を遅滞なく市に報告しなければならない。

12 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等を除去し、または土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ市に報告するものとし、市の指示を受けて所有者の承諾を得るものとする。

13 成果品の提出

(1)受託者は、本業務が完了したときは、次に示す成果品を提出し、市の検査を受けるものとする。

名称	サイズ	部数	備考
1 報告書			
(1)業務報告書 ①騒音測定結果総括表 (基準点及び背後地の計量証明書を添付。) ②交通量・走行速度測定結果 ③路線別建物状況整理表 ④建物ごとの騒音レベル別住居等戸数整理表 ⑤騒音レベル別超過戸数表 ⑥評価区間騒音マップ ⑦騒音測定地点の位置図・詳細図 ⑧測定中の写真 ⑨現場野帳の写し ⑩道路交通センサスのデータ	A 4 紙	1 部	簡易製本
(2)業務報告書の電子データ	CD-ROM	1 式	
2 環境省報告様式			
(1)様式 (環境省指定様式) (2)位置図 (騒音測定地点、評価区間) (3)詳細図 (騒音測定地点の平面図・横断面図) (4)GISデータファイル	CD-ROM	1 式	自動車騒音常時監視 結果報告要領 (環境省 水・大気環境局) の様 式に準じる
3 システム			
(1)オブジェクト・データベース	CD-ROM	1 式	

(2)受託者は、市の指示する場合には、業務の期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

14 検査

(1)受託者は、業務の一部完了時または全部完了時、速やかに成果品と部分完了届または業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

(2)市の検査の結果、不備及び誤りが発見された場合、受託者はすみやかに修補を行わなければならない。

15 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。

II 特記事項

1 調査、評価路線及び区間

調査、評価路線及び区間は次表のとおりとする。

路 線 名	区 間	区間 延長 (注)	センサス 区間番号	図面 対象 番号
県道 75 号小野藍本線	中国自動車道～小野市境	5.7km	42620	①
県道 144 号西脇口吉川神戸線	県道 349 号市場多井田線～国道 175 号	6.1km	60760	②
県道 349 号市場多井田線	西脇市境～県道 17 号西脇三田線	3.4km	63380	③
県道 371 号高岡北条線	国道 372 号～県道 75 号小野藍本線	0.6km	63610	④

(注) 面的評価支援システムから出力される距離を記載しています。

2 事前調査内容

面的評価実施にあたり、次のとおり調査を行うものとする。

(1) 道路条件の把握

- ・道路構造、車線数、幅員等
- ・舗装種別
- ・縦断勾配
- ・遮音壁設置状況等
- ・その他（交通規制の状況、信号交差点との距離等）

(2) 沿道条件の把握

① 建物属性

- ・建物用途
- ・建物構造
- ・住居等個数
- ・建物位置の環境基準に係る地域の類型・都市計画用途地域
- ・道路との位置関係

② 建物（群）による減衰の補正に係るパラメータの設定

- ・建物から見た道路の見通し角または建物のある街区の建物群立地密度

(3) 測定内容

測定場所：基準点及び背後地（道路端から 50m 以内の 1 地点）

測定項目

- ① 騒音（基準点は 24 時間測定、背後地は昼及び夜の時間帯で各 2 時間測定、緊急車両のサイレン、航空機騒音等の除外すべき音の処理を含む）

② 交通量

③ 走行速度

なお、測定日は土曜日、日曜日、休日を避けること。

(4) 測定方法等

詳細は、環境省『騒音に係る環境基準の評価マニュアル』に準ずることとする。

- ・道路条件及び沿道条件の把握は、現地調査や最新の住宅地図等を利用して実施する。
- ・測定地点は、市と協議の上、決定する。
- ・騒音測定は、「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法」に基づき、 L_{Aeq} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95} 、及び L_{Amax} の5値を測定する。測定は、0.1秒間隔の10分間値の連続測定とし、除外音処理を行った測定値についてエネルギー平均を行う（ L_{Aeq} のみ）。
- ・その他
 - ア 測定時間は、騒音（基準点）は24時間連続、騒音（背後地）は昼間・夜間の時間各2回測定する。
 - イ 交通量は3車種分類、上下車線別毎正時から10分間測定、走行速度は大型、小型、上下車線別に最高各10台ずつ計40台測定する。
 - ウ 騒音計マイクの設置場所は、道路端（民有地との境界）とする。
 - エ 調査日が降雨、強風等の場合は原則として測定を延期する。また、周辺において建設工事等により、測定結果に影響を及ぼす可能性がある場合については延期すること。
 - オ 測定機器の電源については、原則としてバッテリー等を使用すること。

3 面的評価

前項の結果を使用し、環境省『騒音に係る環境基準の評価マニュアル』に基づいて評価を行うこととする。

4 その他

- (1) 成果品のうち、評価区間騒音マップの作成については以下の内容に従うこととする。
 - ・紙ベース・環境省指定のGISデータ・PDFファイルで提出を行うこと。
 - ・建物ごとの騒音レベルランク別色分け表示を行ったものを作成すること。
色分けは5デシベルごとのランク別で行い、昼夜それぞれで作成すること。
 - ・集合住宅は距離帯に応じて建物を分割すること。
 - ・測定範囲に一部でも含まれる家屋を抽出すること。
 - ・建物のランク別色分け表示は「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法」に準拠すること。
- (2) 騒音測定にあたっては、測定日、測定地点等が決定次第、市に計画書を提出すること。
- (3) 本調査に係る道路占有等の関係官公署の許可手続き、測定地点付近の道路工事等の予定の確認及び、測定に係る近隣住民等への協力依頼は受託者が行うこと。

令和7年度 自動車騒音面の評価 対象道路

- ① 県道75号 小野藍本線 : 5.7km
- ② 県道144号 西脇口吉川神戸線 : 6.1km
- ③ 県道349号 市場多井田線 : 3.4km
- ④ 県道371号 高岡北条線 : 0.6km



1:50,000